

建設工事における鉄鋼スラグの使用に関する特記仕様書

(適用)

第1条

本仕様書は、銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で溶解精錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグ(以下「鉄鋼スラグ」という。)を建設工事に使用する場合に適用する。ただし、セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

また、建設工事に使用する鉄鋼スラグは、愛媛県土木工事共通仕様書、本仕様書によるほか、「JISA5011-1 コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ)」、「JISA5011-4 コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ)」、「JISA5015 道路用鉄鋼スラグ」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

(鉄鋼スラグ等の品質管理)

第2条

受注者は、材料使用届として、以下の鉄鋼スラグの試験結果等を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

なお、使用する鉄鋼スラグは、事前に製造者または販売者による安全性の確認が行われているものでなければならない。

(1) 重金属等の溶出

重金属等の溶出基準は、鉄鋼スラグの材料使用届の提出時期から、3ヶ月以内に公的試験機関で行われた「土壌汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46条)」に定める試験方法による溶出試験結果により基準を満足するものとする。

また、海上工事に使用する場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項に規定する埋立場所等に排出使用とする廃棄物に含まれる金属等の検出方法(昭和48年環境庁告示14号)」に定める試験方法による溶出試験結果により基準を満足するものとする。

ただし、鉛、カドミウム、水銀、フッ素、ほう素などの無機物については、「JISK0058-1溶出試験方法」に定める試験方法によるものとする。

なお、公的試験機関とは、下記のいずれかの要件を満たす試験機関をいう。

- ①国または都道府県が所管している試験機関
- ②環境計量証明事業所(ただし、製造者または製造者の関連会社を除く。)
- ③次表に記載されている公的試験機関

鉄鋼スラグメーカー	所在地	公的試験機関	試験機関所在地
JFEスチール(株) 西日本製鉄所	広島県福山市鋼管町1番地	財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市内尾 665-1
		財団法人 広島県環境保険協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		(株)片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目6-7
(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所	兵庫県加古川市金沢町1	財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
(株)神戸製鋼所 神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区浜東町2		
日新製鋼(株) 呉製鉄所	広島県呉市昭和町11-1	ラボテック(株)	広島市佐伯区五日市中央6丁目9-25
		(株)アサヒテクノリサーチ	広島市西区草津新町1丁目21番35号
		財団法人 広島県環境保険協会	広島市中区広瀬北町9番1号
新日鐵住金(株) 大分製鉄所	大分県大分市西ノ洲1番地	(株)住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地
		(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目6-53

※各メーカーが溶出試験を依頼する試験機関で、公的試験機関として確認が取れている試験機関。

※各メーカーが上記に記載されていない試験機関を使用する場合は、公的試験機関であることを確認すること。

(2)品質諸元の確認

受注者は、下表に示す事項について、使用する鉄鋼スラグの品質諸元を確認しなければならない。

鉄鋼スラグの品質諸元確認事項

番号	確認事項
①	種類及び呼び名
②	製造者
③	製造工場名
④	製造時期(溶出試験結果との整合を確認するため)
⑤	数量
⑥	品質保証(溶出基準の試験結果)
⑦	その他(粒度、物理的性状、科学的性状)

(現場での保管)

第3条

鉄鋼スラグの現場搬入にあたっては、現場で施工する日施工数量に見合った数量を搬入することとし、原則として現場での保管を行ってはならない。

ただし、降雨等による溶出水の流出が周辺環境に影響を及ぼすことのないように、遮水対策等を講じ、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。